

昭和五十五年十二月

住友修史室報

第五号

調査報告

シ獨り、及ハナランヲ慮リ試ニ蒐錄ニルモ
スニテ、今モ積シテ浩瀚ノ書冊ヲ為セル中。
孰モ其主要ナルモノヲ編纂シヘリナリ此篇
ハ未ト材料ノ儘。現在ニ報告本文ノ論述ヲ先
トニ此篇ノ全文ヲ得ヘ。從々筆録ヲ辛ラント
欲フルモナリ故ニ所望アリセノ。就トハ何
時ニテ需ニ應シテ浮書ヲ為サシム可シムレ
テ材料物ノ海外ニ洋久ニテ未有ナルモ一毫ア
リ。

多シ又新クニ蒐集シント欲フ。材料數シト欲
ナエ。實例ノ微ニ可ト文書記録ノ類子ガ手
ニ集マレルモノ九牛ノ一毛ノニ猶座ノ蒐集コ
ト必要アリ。此點特・詳察ヲ望ム。

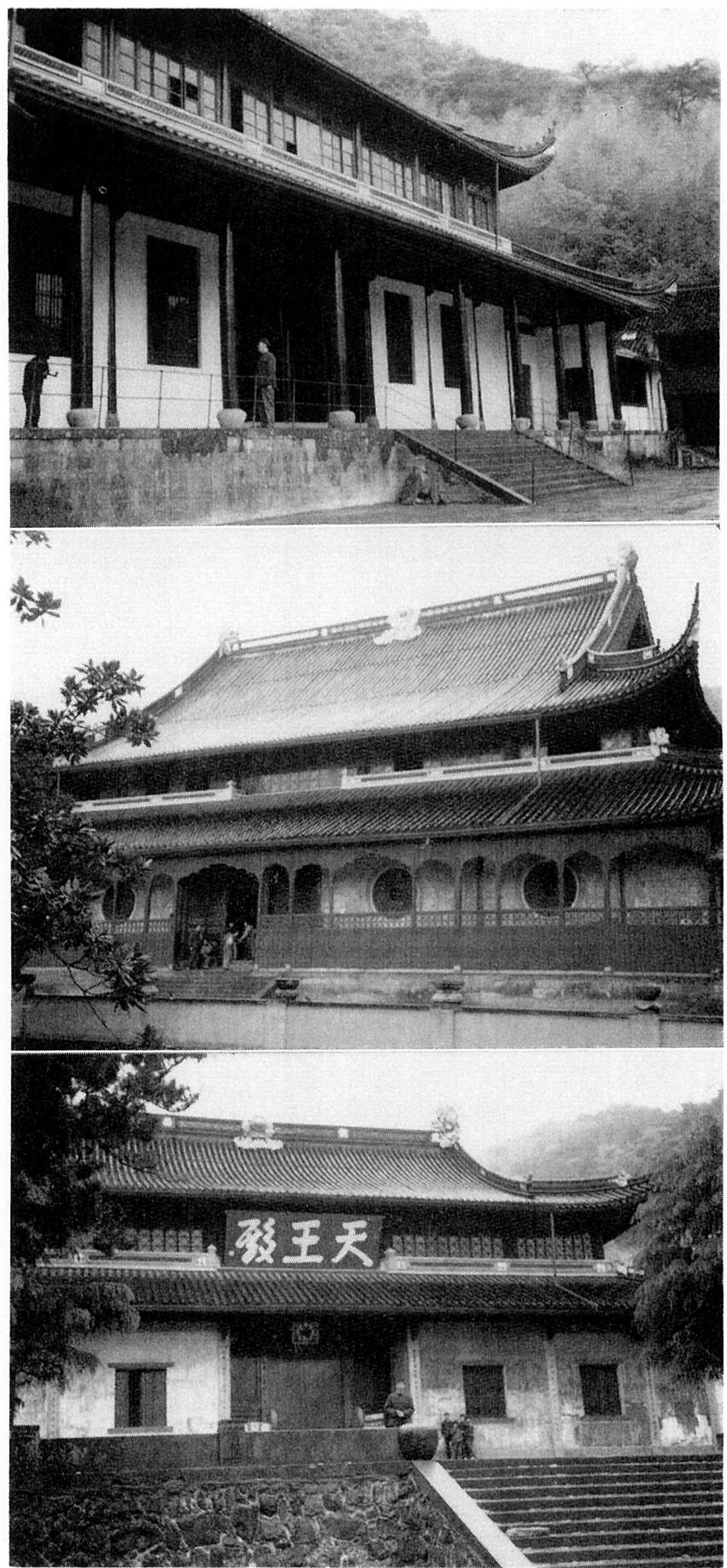
明治四十三年八月二十四日

福田徳三
謹

福田徳三博士の「住友銀行組織改造ニ關スル調査要領報告」

天童寺の法堂(上)・仏殿(中)・天王殿(下)

「中国訪問」末尾天童寺図参照



目 次

中國訪問

小葉田淳

1

住友銀行の株式組織への改組と福田徳三博士

の見解

宮本又次 19

後記

54

口 絵 福田徳三博士の「調査報告」・天童寺の殿堂

中　國　訪　問

小　葉　田　淳

今回中国の社会科学院の招待で、中国各地の人文系を含めた社会科学院・社会科学研究所や大学などを四月十四日から二十八日まで訪問してきました。

中国社会科学院

中国社会科学院と申しますのは、北京・天津・上海といったような特別市をはじめとして、大体省都と申しますが、各省の政府のある都市に社会科学院、もしくは、社会科学研究所といったような施設があります。科学院といふのは、研究所よりは大きく、大体何百人かの人員がおり、数十人とか一〇〇人程度のところは研究所であります。

北京の社会科学院は、最大であります四、〇〇〇人ぐらいありますが、その社会科学院のもとにはいろんな研究所がたくさんあり、たとえて申しますと、文学・言語・哲学・民族・考古学・法学・経済学の研究所、歴史学で申しますと、歴史・近代史・世界史研究所などがあります。日本の歴史とか、ヨーロッパの歴史などは世界史研究所の中に含まれています。

今度まいりましたものは、法学・経済学と歴史学関係とだいたい二つになりますが、場合によりましてそれぞれ分

れて研究所を訪れ、また北京のほかは前者は長沙・桂林方面、後者は南京以下兩浙地方にまいり、上海で落合い帰国しました。北京では私は山本達郎氏と共に後者つまり歴史班に入り行動し、まず民族研究所にまいりました。

民族研究所と申しますのは、その横に民族学院という学校がありまして、御承知のように中国では、五〇いくつの少数民族があります。その少数民族についてのいろいろな対策を研究している。小さい民族では黒竜江省に分布する赫哲（ホーチェ）族のように八〇〇人ぐらいしかいないのがあるそうですが、全部合わせますと、総人口の約百分の六ぐらいある。その民族学院の中には少数民族から選ばれた学生が勉強している。民族研究所の大きな問題はやはり、少数民族についての研究であります。故宮西北の方、市街の端の方に有名な頤和園といいうものがありますが、そこへ行く途中に民族研究所があります。

各研究所の出版物

それからその次に考古学研究所にまいりました。ここは日本の学者にもよく知られている所で、夏鼐かたいという著名な考古学者が所長です。すぐ近くにある世界史研究所を訪問したときに夏鼐さんをはじめ、世界歴史の研究員の方もいっしょに同席いたしました。そこには日本の歴史研究をやっている汪向榮という人がいて、その人は昔、京都の人文研究所にいた人です。最近になってだんだん各研究所で印刷物を出すようになり、考古学研究所では、一九八〇年に「考古学報」第一号を発行致しました。それから今言った世界史研究所でも一九八〇年に「世界歴史」第一号を発行している。それから民族研究所では、一九七九年に「民族研究」第一号が発行された。その他に民族研究所では、少数民族についてのいろんな調査に非常に重点を置いておりまして、また少数民族出身の所員が加わって調査をやって

いる。全民族について、だんだん報告書が出版されるでしょうが、今のところ二、三冊ほどたとえば「回族簡史」、「簡史」というのは概説という意味らしいのですが、一という本を出してあります。やがて中国全土を網羅してだんだん研究されるでしょう。

各研究所には研究員・副研究員・助研・実習研究員が所属します。大学でいえば研究員が教授、副研究員が副教授、助研が講師、実習研究員が助手に相当するといいます。世界史研究所の例では研究員は僅か一人、副研究員が一〇人ほど、助研が三〇人ほどということで、全部で約一四〇人ほど、事務や編集に従事するものを含みますが、また調査研究を兼務するものも多いそうです。別に各研究所にそれぞれ学術委員会があつて、大学教授など著名な学者から構成されており、研究所の研究調査や運営を決定する機関だといいます。省・県・市等の人民政府と人民委員会の関係のように感ぜられました。世界史研究所の場合、学術委員会は北京大学の張芝聯教授等一一人で構成され、研究所長も参加しているということです。

中日交渉史

それから今申しました世界史研究所の汪向榮さんは、日本史を研究しているのですが、中日交渉史を主にやつており、近頃はこのような「鑑真和上」というパンフレットを書いたらしく、（丁度鑑真和上の里帰り中であり、私が北京にいるころは、鑑真像の写真など北京博物館に陳列してあり、そんなことで関係あります）内容を見ますと、日本の齊藤博士が書かれたものを簡略に紹介したものです。日本史をやつてている学者に何人か会いましたが、今のところ、中日関係史については、なお基本的な研究段階に入っていないような感じでした。

明の十三陵

それから北京では、研究所や北京大学訪問の他に、社会科学院の歓迎宴や当方からの答礼宴がありました。また中国へ行つたら必ず行くところに万里の長城・居庸関や明の十三陵があります。そのうち明の十三陵について簡単にお話しします。

明の十三陵と申しますのは、北京から北の方、八達嶺と申します万里の長城のあるところへ行く手前で、ちょっと右の方へ別れて入ったところにあって、背面に八達嶺から続いている天寿山とよぶ山を背負つて一三の明の皇帝の陵が散在している。明は、一七代の皇帝が続きましたが、実際は、三代目の永楽帝(成祖)という人が南京から北京へ都を遷した關係で、成祖の長陵からはじまりまして、以後明末まで、一三代の皇帝の陵が散在しています。しかし七代目の景帝という皇帝は、北方民族に捕えられたので、この景帝の陵はございません。また英宗は六、八代と重祚しています。そこで、長陵以下、七代目景帝の陵を除いた一三陵ということになります。その中でも長陵は、一番大きくて、うしろの方に陵があるわけですが、その前に陵恩殿という大きな一種の拝殿があつて、この陵恩殿は中国の最も大きい木造の建物でありまして、ちょうど故宫の中で一番大きい大和殿と大きさが同じなのだそうです。間口が六七メートルもありまして、中に周囲が大体三・七メートルと言いますから、一丈二尺もある楠の柱が一〇本立っている建物です。

しかし有名なのは、ここから二キロメートルばかり離れたところで、今から少し前発掘された、一四代目神宗の陵である定陵があります。これは、ある農民が偶然の機会に入口を見つけたのだそうです。そして現在では、中が整理

され、ちょうど地下宮殿のようになります。大勢の人が見物に来るようになっています。地下へ入って行きますと、大きな部屋が前・中・後と三つあります。両翼にまた小さい部屋があり、全部で地下に五つの部屋があります。一番うしろの後殿の中央に神宗（明の万暦年間一万暦というのは秀吉の朝鮮の役があつた時代なんです）の柩があり、その両側に二人の皇后の柩があります。柩の中は、すでに空同然になつており、上に覆いの石が、覆つているだけなんです。そして、まん中の中殿には、漢白玉製の大きなソファーのような椅子みたいなものがあります。その前に大きな陶器のおいてある大きな台が三つならべてあります。食事のときに使用するものでしょうか。それから出土した宝冠や家財道具や調度品などが外の博物館に陳列されていて、実に豪華な黄金や宝石で作られています。

最近の中国のことだから、地下の側壁に宣伝文がありまして、それには「これだけの大量の財宝というものが地下に眠つていて、永久に天日を見なかつた。封建皇帝がいかに貪欲で、不明で、暴虐で、無知であるということが、これによつてわかるだらう」という意味が書かれています。神宗という人は一〇歳で即位し、五四年間在位した人ですから歴代皇帝の中で一番在位が長かつた。そして二二歳のころから、つまり即位して一〇年余りたつてから、すでに陵の築営に着手いたしまして、結局四〇年以上もかかつて陵を造つた。その間に費した費用が銀八〇〇万テール（銀八万貫目）です。これは当時の国家財政の二ヵ年分にあたるといいます。このお金をお墓を造るために使つた。そして今言つたような宣伝文が書いてあるので、埋められていた物、つまり、博物館にならんでいるものを見るとやはり大変なものだと思います。それに定陵も大きい方ですが、長陵はもっと大きいのですからね。定陵の実際から見ると、多かれ少なかれ全部の陵墓にこれらの財宝がはいつているような感じがして驚いたものです。

中国の歴史区分

北京主要部の地図をご覧ください。天安門前の広場の西側に人民大会堂があり、東側に中国歴史博物館があります。私が時間がありませんでしたので、歴史の方だけ見てきたわけです。ここで中国歴史博物館が発行している「中国通史展示の説明」というパンフレットを御紹介しますと、これは日本文で書いてあります。なぜかというと、日本からもたくさん見学に行きますし、日中友好だという関係からでしょう。また、このパンフレットによりますと、現在の中国では、中国の歴史を次のように分けておりますので、簡単に説明致します。

1 原始社会（一七〇万年前～四一〇〇年前）

原始社会が今から一七〇万年前にはじまるというのは、北京原人以前の原始人類である元謀原人の歯が雲南省から発見されたのですが、この元謀原人は、今から約一七〇万年前の人類だからです。原始社会はそこからはじまって、今から四一〇〇年前までです。だから雲南の元謀原人、それから少しあとの陝西省の藍田らんでんという所でまた古い原始人の骨が出たのです。ですから元謀原人・藍田原人・北京原人そういうものを含めた時代から四一〇〇年前までです。なぜ、四一〇〇年前かと申しますと四一〇〇年前から夏・殷・周という中国の時代に入ると中国で申しているからであります。

2 奴隸社会（夏～春秋時代、四一〇〇年前～BC.四七五年）

奴隸社会は、夏・殷・周・春秋時代までで、つまり四一〇〇年前～BC.四七五年であります。

3 封建社会（戦国～清朝末期、BC.四七六年～AD.一九一一年）

封建社会は隋・唐・宋・元・明・清の諸王朝すべてを含む非常に長い時代なのですが、この理由については簡単な説明が書いてあります。これによると、この時代は支配の中枢が血縁で、支配者が武士階級社会だと言うのです。そして、土地を支配し、自分の一族なり家臣に土地を領地として、分封したといつてはいるわけです。その間に、同じ武士社会ではあるけれども、だんだん一種の中央集権術が上達してくる。そしていろいろの傾向が出てくるというような説明をしています。我々が東洋史で習った主要な王朝は、ほとんど封建社会になるわけです。

4 半植民地・半封建社会（旧民主主義革命の時期）—（清朝滅亡～中華人民共和国成立、AD.一九一二年～AD.一九四九年）

清朝がいよいよ滅びまして、それから後、辛亥革命・中華民国を経て、中華人民共和国成立の一九四九年までを半植民地社会或いは半封建社会の時代と言い、また言葉を換えると旧民主主義革命時代と言います。

5 現代—中華人民共和国の時代

以上のような分け方をしまして、それに基づいて先ほど申しました歴史的な歴史博物館の中には、第1期（原始社会）から第4期（半植民地・半封建社会）までのものが展示してあり、現代の歴史博物館の中には、第5期、中華人民共和国が成立してからのものが展示してあるわけです。そしてそれぞれ時代順に展示してあります。ともかく、あまり時間の余裕がありませんでしたので詳細には見学できませんでした。

南　京

北京から西安の方へ行く予定だったのですが、例の黄砂で飛行機がだめになってしまい、次の便を待つたとしても

三日も遅れてしまうので、先の予定が詰つていたので、西安行きをやめて、汽車で一五時間ばかりかかつて南京へ行きました。この時には他の団員と別れまして、私と山本さんだけが通訳の人を伴なつて、南京の方へ行つたわけです。

太平天国博物館

南京の博物館はいくつもありますが、その内で太平天国博物館というのがありますて、そこへ行きました。太平天国の乱といふものを今の中中国では大変評価しておりますて、この博物館は、南京の町の南の門、中華門に近いところにあり、そこは、洪秀全という人が自分のことを天王と号し、太平天国の乱を起したとき東王とか、西王とかいって洪秀全を助けた人々がいて、その内東王（楊秀清）という人の住んでいた屋敷だったのです。つまり、東王府が太平天国博物館となつております。その当時の建物が大体現在残つてゐる。ということは、今の博物館は、太平天国の乱当时そのままの建物だそうです。そういう意味では大変由緒ある建物です。

その中に太平天国の乱関係のいろんなものを集めておりまして、私どもが行きますと、案内人の若い女子が滔々と説明してくれました（滔々と言うと失礼にあたるのですが）。この辺に、今の中中国政府が太平天国の乱といふものを高く評価しているなということが感じられました。

長江 大橋

それから南京へまいりますと、だれでもまいりますのが長江にかかる長江大橋ですね。ここはやつぱり、必ず案内されますね。中国では橋頭堡と言つていますが、櫓が川をはさんで二つ立つています。手前の方（南京の町の方）の

橋は、高さが七〇メートルぐらいあるそうですが、そこをエレベーターで上ると、きれいな応接室ができております。そして、長江大橋の模型が置いてあり、女子職員が雄弁に説明をするわけです。ちょうど楊子江の水際を狭んで、橋頭堡があるわけです。その間がちょうど一、五五五メートルあるわけですが、その間に橋脚が九つあります。ですから橋脚間が一六〇メートルあるのだそうです。長江大橋は二段になつていて、上段が自動車道橋、下段が鉄道橋になつていて、上の自動車道が大体四、六〇〇メートル、下の鉄道が六、七七二メートルあるのだそうです。幅は、上の自動車道で二〇メートルぐらい、下の鉄道で一四メートルぐらいあつて鉄橋の高さは、水面から五〇メートルぐらいあるそうですね。それでいて水面から下（水深）が大体三五メートルぐらいあつて、三五メートル下は泥になつていて、その泥がまた三五メートルありますから、橋脚を築くためには水面まで七〇メートルあるということになるのだそうです。

長江大橋を一九五八年に計画致しまして、一九六〇年から工事に着手したところ、ソ連が技術者を引上げてしまつたんですね。それから後は、中国人が自分たちだけでやるんですが、殊に鋼材・鉄材がソ連から来るはずだったのに、それもよこさないので中国では非常に困つてしまふ。そこからあとが中国の特に強調するところです。すなわち鞍山と山海関にある製鉄所のものが協力して鋼材を造るという苦心談を女子職員が説明してくれるわけです。即ちすべて自力をもつて一九六八年これを完成したということです。それからエレベーターをずっと上がって、あたりの景色を眺め、再び鉄橋のところへ下りて、横を見たところ、注意書が中国語と英語と日本語で書いてあります。その中で日本語のは「線路の上に乗るな」というように書いてある。それでぼくも言つたんですが、これはちょっと日本語ではまずい。「線路に近よるな」とか「危ない」とか書いた方がよいのではないかと言つて笑つていたんですが。(笑)

杭 州

それから南京から杭州へまいりました。杭州も良いのだが寧波にんぱと申しまして、歴史の上では日本に一番関係の深い港町で、杭州から急行で四時間ほど東の方へ行つたところなんですが、ぜひその寧波に行きたいというと、「そうですか」ということで、杭州の社会科学研究所長さんが手配してくれて、一人所員をつけててくれて行くことができました。

さて杭州では、いろいろ見学しましたけれども、ここには文欄閣といつて、大変有名な四庫全書というものを保存した文庫があります。四庫全書とは、經・史・子・集という四つの部類に分けて善い書物を淨写させて、清の乾隆帝の時代に大体七万数千巻より成る四庫全書というものが作られました。その四庫全書をはじめ四揃いつくり、今の北京の故宮の中に文淵閣という建物があります。それから他に、離宮として北京に円明園がありますが、そのなかに文源閣というものがありましたが、しかし英仏両軍が入り現在は壊れてしまっています。他に瀋陽（むかしの奉天です、行宮があつたそうです）に文溯閣、熱河避暑山莊に文津閣があり、合計四閣に四庫全書を蔵しました。それから少し後になつて、鑑真和尚の故郷である揚州に近いところに鎮江というところがありますが、その鎮江と揚州と杭州の西湖の湖畔の三カ所を作り、合せて七カ所に四庫全書を配置されたのです。杭州のそれを文欄閣といいます。ところが、そのうち円明園の文源閣のものは、先ほど申しましたように英仏両軍が北京へ進軍したときに破壊してしまいました。また、揚州と鎮江のものは太平天国の乱のどさくさのときに失くなつてしまつた。それから最初に作られた文淵閣のものは蔣介石が台湾へ持つていつてしましました。そこで、文淵閣には熱河にありました文津閣のものを現在納めて

いいます。ですから現在残っているものは台湾の文淵閣のもの、それから故宮にある文津閣のもの、また瀋陽の文溯閣のもの、それからもう一つ、杭州の文瀾閣の合計四つなのです。

そこで、せっかく杭州へ來たんですから、その文瀾閣の四庫全書を拝見いたしました。文瀾閣のものも三分の二は、清朝末期から中華民国の時代にかけて失われており、主として文津閣の本を写しまして、現在置いてあります。だから現在一応形はそろっているものの、もとのものは、三分の一しかありません。

蘇州

これまでの見学は、社会科学院のお世話になつたり、南京や杭州では社会科学研究所のお世話になつたんですが、蘇州ではそういう研究所がないんです。すなわち江蘇省の省都は蘇州ではなく、南京だからです。かといって、蘇州には見学するものが何もないわけではございません。蘇州は杭州とならんで見るところがたくさんあるんです。

蘇州の市役所のなかに外事弁公司接待課というものがありまして、日本でいうと涉外課或は觀光課の人が来て案内してくれたものですから、ちょっと調子が違いましたが、かえって良かつたと思います。

蘇州では名所・旧跡・博物館なども見ましたけれども、特に伝統工芸の工場というものを見せてもらいました（これは必ず接待課の人が案内するところらしいです）。そこでは先ず蘇州絲綢印花廠という絹織物の工場を見ました。御存知のように蘇州・杭州は古くから絹織物の産地ですから、その工場へ行くと「中華民国時代は疲弊していたのだが、現代はこれぐらい発達した」と必ず説明いたします。現代では職工が九〇〇人ぐらいいて、薄いもの厚いものと絹の種類が四〇ほどありますて、文様は一、〇〇〇ぐらいある。半分ぐらいは輸出しているんだと説明してくれました。

それから有名なのは、刺繡の研究所であります。蘇州には刺繡の研究所というものができておりまして、二五〇人ぐらいの職人がそこにいて、絶えず職工（技術者）を養成しております。そして、私が行つたときには、若い養成員三〇人ぐらいを養成していました。三年ぐらいで一応卒業ということになり、また新人を入れるそうです。また、この刺繡は蘇州の一〇〇〇年以来の産物だということで、現在ではいろんな刺繡を作っています。ことに、最近では両面刺繡といつて、両方から見ても同じになる刺繡を作っているとのことでした。日本からもだいぶん注文があるらしいのですが、あちらのデザインは日本人向きでないので、デザインは日本で考えて、こんな物を作ってくれといつて輸出しているといつていきました。そして展覧会に出す刺繡だと言って大きな掛軸のようなものから、西洋画、たとえばモナリザのようなものまで作っているんですね。だから大きなものになると数百万円もして値段は高いのですが、作るのに一年も三年もかかるというような刺繡も作っていました。

そしてもう一つは、蘇州の紅木彫刻廠であります。紅木とは何かと聞きますと、黒檀・紫檀・白檀とか、南方産の材木で、小さな工芸品から、大きな調度品、机・戸棚・椅子とか衝立とかそういうものを作っています。家具の生産は蘇州その他に北京・広州があります。蘇州のはだいたい明代の彫刻の特徴を残しているそうで、明代の特徴とはどんなものかと聞きますと、外面から見ると非常に簡素であって、それでいて線条が明瞭なものだそうです。そういうものをたくさん作つていまして、現在では五〇〇人ぐらいの職工がいて、一〇〇種類ぐらいの調度品や工芸品を作つてゐる。これもかなり日本へ輸出され、黒檀の茶箪笥のようなものです。

それから東興絲織廠を見ました。一九二一年の創立ということですが、現在では職工二、四〇〇人、織機七〇〇台、五〇余種、年産八〇〇万メートルの絹物・人絹交織等を出し、八〇パーセントは香港・アメリカ・欧州、また日本へ

向け輸出しているということでした。錦・緞子等も織りますが、中国で四川の蜀錦、南京の雲錦とともに三錦の一と
いう当地の宋錦が注目されました。宋錦は宋代以来の紋様を継ぐものだといいます。

上海

上海では広い意味での歴史関係の学者たちと宿舎錦江飯店で座談会を持ちました。そのなかにもつとも年配の人で、
吳傑という人がおりました。その人に、私は日本と中国の関係を少し勉強していると話したら、吳傑さんは、日
本語が非常に達者な人で、私の話すことは全部わかつているんです。その理由がわかつたのは会合の後でした。すな
わち、吳傑さんが申しますに、「私はむかし京都大学の経済学部を卒業して東京大学法学部の大学院を卒業し、ふ
だんは法学・経済学をやっているんですが、今はどちらかというと歴史の方を復旦大学で教え、昨年は復旦大学歴史
系に日本史研究室ができて、自分がその責任者になつております」といつていきました。それからいろいろ話を聞いてお
りますと、京都にも住んでいたことがあつた関係でいろんなことを知つておられ、私が去年出版した書名も知つてお
り、「書かれたものは、まだ中国へ来ていないので内容はよく知りませんが」ということでした。そこで、住友さん
を知つていて「エー知っていますよ、あそこは銅器が有名ですね」というので、ついでに最近修史室で銅
貿易について『泉屋叢考』に書いたのだが、と話しますと、ぜひそれを拝見したいという。また上海歴史研究所の主
事の人も希望するというので、帰国してから『泉屋叢考』第一八輯を修史室から送つてもらいました。

寧波

順序は相前後いたしますが、先ほど杭州のところで述べました寧波についてお話をしたいと思います。

寧波は古くは伝教大師や弘法大師が桓武天皇の延暦二十四年に遣唐船で行かれたときに弘法大師の船は、ちょっと流されて福州に着いたのですが、伝教大師の船は寧波当時の明州に着きました。以後宋の時代は慶元府といい、元の時代は慶元路、明の時代には寧波府となつて、この港町には治所が置かれました。府は県の上にありますから、あたりは、鄞県と申しまして鄞県の県治も寧波にあつたのです。

これが寧波の市街図です。ここに甬江といつて一六、七キロメートル北の方へ行くと鎮海というところで外海に出ます。今その鎮海に日本の日立の協力で大きな埠頭を建設しており、一五万トンの船が着くようになるということです。甬江は深い川で、その川をのぼってまいりますと、ここが寧波です。今は城壁がみな取はらわれており、周廻道路となつております。ここが東渡門、こちらが望京門で、東門・西門に当たり、東渡門の南に靈橋門があり、それぞれの跡は明らかに知られるのです。もつとも今は、城壁がないので、門はございません。そして昔はこの川をのぼりまして東渡門から靈橋門にかかつたところに日本から行つた船は停泊いたしました。むかし道元禅師の便乗した商船もここに停泊したことがあるのです。すなわち禅師は一三世紀はじめに入宋しまして、貞應二年四月に寧波当時の慶元府に着いたのです。南宋の寧宗の嘉定十七年に当たります。翌月まだ船の上に道元禅師はいたのですが、そのとき有名な典座^{てんざ}教訓という話があります。典座というのは禅院の料理頭（司厨長）ですね。

寧波からちょうど二四キロメートルぐらい離れた阿育王山広利禪寺（今は育王寺といつています）に六一歳になる蜀の

出身の老典座がおりました。その典座がみんなに物を食べさせるために買出しに寧波の町まで来たのです。日本船がいろんな物をもつて来た中に椎茸があつたんです。そこで老典座が椎茸を買いに來た。そのときたまたま道元が船に乗つており、道元は典座に向かつて、「もう日が暮れかかっている、あなたのような年とつた方が、これから阿育王山まで帰ると夜中になつてしまふ。どうせ向こうには料理をやつている若い僧が多くいるに違ひないから、その人がちゃんとやつてくれるでしょう。あなたは、今帰るのは大変だから、ここへ泊つたらどうですか、高齢のあなたは典座などやめて、坐禅修行に専念しないのか」というと、その老典座は道元に向かつて「あなたは文字や修行について何も知りませんね」といつた。そしていそいで老典座は帰つて行つた。それから後、道元が天童寺へはいったが、老典座が道元を訪ねてきて、「私は四川省へ帰るのだが、あなたに前にあつたから立寄つてみた」といつた。そこで道元は、「あなたは私に文字も修行も知らないといつたが、文字とはどのようなものか」と聞いたら、その老典座は、ただ「一・二・三・四・五が文字である」といつた。それが道元が禪の道は何かを悟ることができたのは老典座の大恩によるとあとで述懐している有名な話です。

それがちょうど靈橋門外の河岸、ここに道元の船が停泊していたということがわかるのです。そんなわけで寧波を一応見学してまわりました。

天童寺

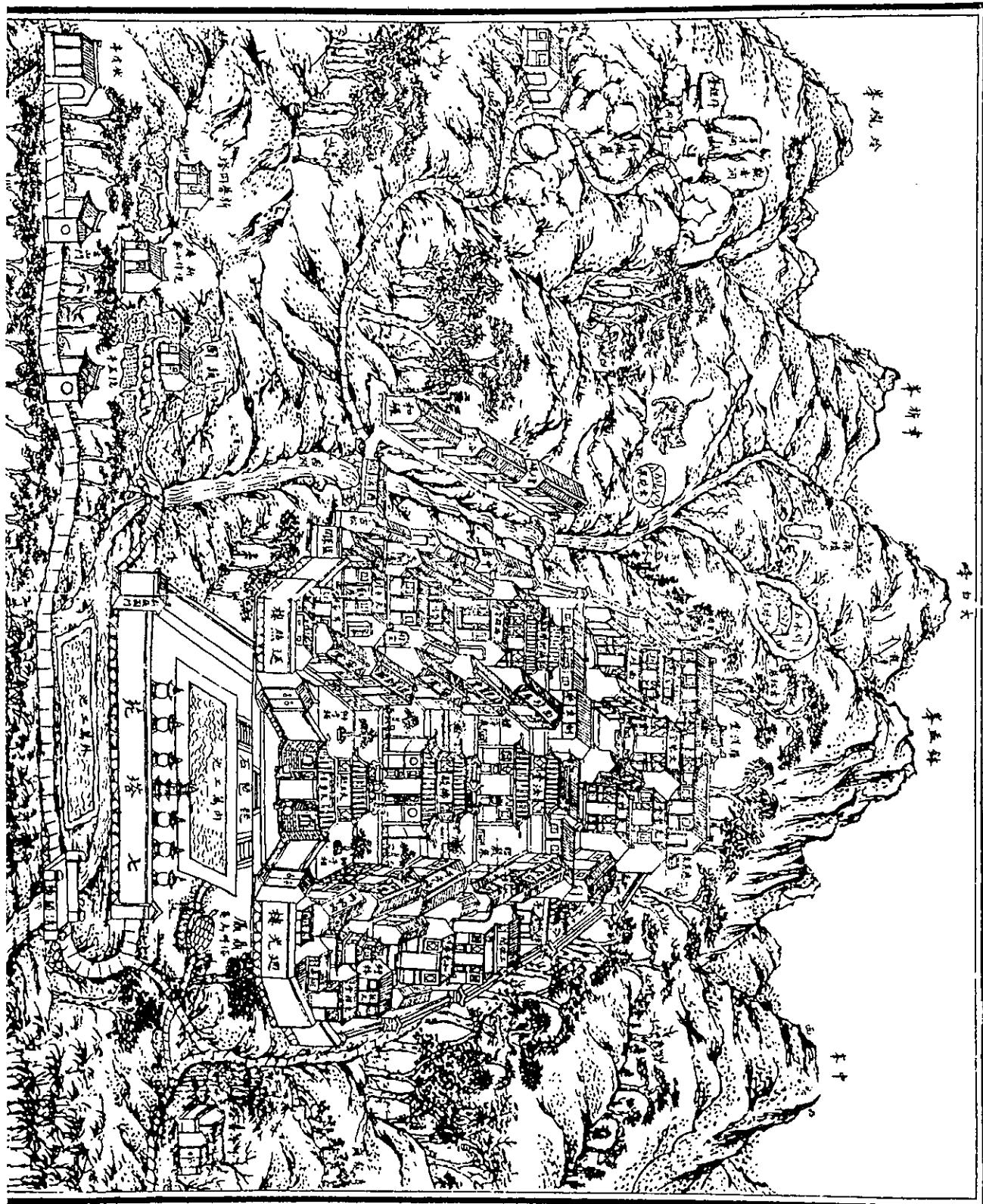
それから四月二十四日の日に道元禪師が修行したという天童寺と、それから育王寺へおまいりしてきました。帰国して何度も話したのですが、天童寺は栄西禪師も修行されましたし、その他たくさんの中が修行したということで、

天童寺と育王寺は日本の禅僧には一番関係の深い寺です。ここに天童寺の写真をとつてきているんですが、最近までは非常に荒廃しておりました。これはいろいろ理由があるんですが、ことに仏像は四人組時代にみんな壊してしまいました。しかし、最近では仏像も造りつつあるし修理も一所懸命やりつつあります。

これが、永平寺でいうと總山門にあたります。天王殿です。これが仏殿、そのうしろが法堂^{はつどう}、これは永平寺と同じ配置です。右と左に回廊があつて、背面が山になつていますから、山へ向かって建物が重なつていて。回廊がずっと上つていて、現在の建物は、永平寺に比べますと粗末なものですが、建物の数も多く規模もかなり大きいのです。ここからは下がよく見えないというので、先覚堂から横へ出てみたんです。うしろに大白山という山があつて、それを背にだいたい南に向かって建物が重なつてずっとならんでいるのです。この場所に立つて道元禅師のことを思つたとき、永平寺と通ずるものがあることを感じました。

帰国してから永平寺の熊谷さんという永平寺史や雑誌「傘松」の編集に当たられている方に天童寺へ詣でたというお話をしたら、「天童寺登拝記」を書いてくれと頼まれまして困りました。それだったらもう少し丁寧に見学しておけばと思いました。それでは長くなりますが、このへんで終ります。(拍手)

付記　冒頭にもあるように小葉田先生には本年四月後半、中国社会科学院の招待で中国を訪問されたが、日中交渉史の研究に於いても御造詣深い先生に特に御談話をお頂戴した。



天童寺

住友銀行の株式組織への改組と福田徳三博士の見解

宮本又次

目次

- 一 個人經營住友銀行の発展
- 二 泉屋銀行のこと
- 三 株式会社銀行
- 四 個人銀行と株式銀行
- 五 福田徳三博士の「住友銀行組織改造ニ関スル調査要領報告」
- 六 株式会社の経済上の特質
- 七 クルップの場合
- 八 ヨーロッパにおける株式会社の事例

- 九 株式会社の沿革について
- 一〇 オランダ式株式会社とフランス式株式会社の異同
- 一一 株式会社における実力の分布に基く本質の比較
- 一二 イギリスの場合
- 一三 株式会社制度と住友銀行改造の利害
- 一四 福田報告と住友銀行の改組確定

一 個人経営住友銀行の発展

住友銀行の個人経営時代は、足掛け一八年間続いた。その間極めて順調に発展している。住友銀行は明治三十二年（一八九九）ころ、まず並合業を脱皮して本格的な商業銀行となり、倉庫業を分離した。明治三十四年の恐慌を経て大阪随一の業容を誇るに至り、預金残高は激増した。そして日露戦争を経て更に拡大した。当時払込資本額が一〇〇万円以上の銀行は四三行に上ったが、住友銀行は積立金を合算した自己資本額では第六位、預金残高は三井、第一兩行に次いで第三位、貸出残高も同様第三位であった。三十三年下期の貸出残高は一、〇〇〇万円を越え、三十九年上期には二、〇〇〇万円、四十三年上期には三、〇〇〇万円に増加し、四十五年（大正元年、一九一二）には四、五〇〇万円に著増した。預金残高も三十三年下期には一、〇〇〇万円を越えたが、三十七年上期には二、〇〇〇万円、三十九年上期には三、〇〇〇万円、四十年上期には四、〇〇〇万円を順調に台替りし、四十五年上期には五、〇〇〇万円を越えた。その内訳は、はじめは当座預金が圧倒的に大であったが、次第に定期預金と小口当座預金が増し、四十年ごろから定期預金がほぼ半ばを占めるようになる。三十三年上期以降、預金残高はいつも貸出残高を上回り、纏つた借入金は例外的な場合だけに生じた。当時の普通銀行は概ね日本銀行からの借入金に依存して運営されていたが、住友銀行はこうした鞘取銀行ではなく、常にサウンド・バンкиングを標榜していた。日露戦後、有価証券勘定が著増したが、住友銀行では社債・市債は少なく、国債を主としていた。

また内部機構では、明治十五年三月住友家法が成り、銀行業務を開始するに先立ち、二十八年九月銀行事務に關して規定され、つづいて三十九年九月には、銀行部業務章程に代って住友銀行事務章程が制定され、住友倉庫の分離、

店舗の増設、本店部課制度の変更となつた。内部機構が整備され、本店の統轄事務と営業とが分化した。四十年三月には例規類纂が作成される。

当初は住友本店の支配人・理事または副支配人が銀行支配人を兼務していたが、専任者を必要とし、二十九年住友本店支配人兼銀行支配人田辺貞吉が銀行支配人専任を命ぜられ、植野繁太郎・岡素夫の両名が銀行副支配人となる。明治三十年の行主歐米巡遊中は田辺支配人が行主を代理した。三十四年八月部制が設けられ、植野副支配人が調査部長、岡副支配人が営業部長兼務を命ぜられ、三十八年四月には検査部および文書部が置かれて、本店は四部となつた。その間、田辺支配人歐米視察中は、住友本店理事河上謹一が特に銀行監督を命ぜられた。

明治三十七年七月には田辺支配人が辞任し、神戸支店支配人志立鉄次郎がその後任となり、四十三年三月志立支配人が辞任して、中田錦吉が代つた。

検査に關してははじめ本店に監査員一名を置いていたが、三十二年住友本店に監査課が設けられ、三十四年監査員の制度を廃して、調査部検査係が検査に当ることとなつた。

草創期には從来住友本店勤務のものに外部から銀行事務経験者を加えているが、このころから新卒業生を定期に採用した。もちろん三十四、五年ごろの業務膨張期には、銀行事務経験者を多数中途採用もしたが、その後は原則として定時採用をもつてするに至つた。

このように内部組織も一応完備し、個人經營時代最後の第三十四期決算においては、総預金残高五、四〇〇万円、総貸出残高四、五〇〇万円、有価証券勘定残高一、二〇〇万円、資本金勘定七七〇万円（資本金一〇〇万円、積立金五〇〇万円、滞貸準備高五万円、前期繰越高一〇六万円、当期純益金六六万円）に達し、すでに第一流の銀行として偉容を誇るに

至つていた。

かくて日本經濟の發展に応じ、株式会社組織への改組の機運が醸成されて來た。

宮本又次監修『住友銀行八十年史』（昭和五十四年十二月一日）

二 泉屋銀行のこと

明治二十八年（一八九五）九月設立免許を得た泉屋銀行なるものが、同年十月十八日、大阪市東区北久太郎町二丁目にて開業している。泉屋銀行は廣瀬満正・杉本勘七ら八人が発起人となり、住友家の末家と職員有志の共同出資によつて設立された銀行で、これは資本金二〇万円の株式会社組織であった。これは頭取杉本勘七らの発起人が特に住友本家の許しを得て開業したもので、住友家関係者の共同出資によつていたが、住友家の直営事業である住友銀行とは別途の存在であつて、末家の人々を中心に独自の発足をなしたものであつた。

あるいは住友銀行を将来株式会社化するため試験的に敢て株式会社をもつて開業したものであるとの説もあるが、この点必ずしも明らかではない。あるいは試行錯誤の一つの試みかも知れない。

宮本又次「泉屋銀行について」（『住友修史室報』第三号、昭和五十四年五月）

三 株式会社銀行

銀行と株式会社の関係について概観しておこう。明治初年の為替会社は不完全な株式会社であったといわれている。明治になつて商法司、ついで通商司が設けられ、その下に通商・為替の二会社が出来上る。この為替会社は事實上最

かが出資して設立する必要があり、第一・第三・第十三国立銀行の場合にはそうした干渉があつた。

この国立銀行条例によつて、大阪では明治六年（一八七三）四月に鴻池善右衛門ら一〇人が、第三国立銀行の設立を願い出た。しかし認可をうけながら、結局うまく足なみがそろわづ、実現しなかつた。つまり鴻池は広岡・長田の二大両替商をさそつて結成しようとしたが、旧来の商人たちには協同で事業をおこすのはまだ無理だつたようだ。

このころ、別に明治六年五月に鹿児島県士族重久佐平ら五人の発起人が、大阪に本店をおく第五国立銀行をつくつたが、この方は鹿児島県士族が中心で、実現している。鴻池は結集に失敗し、明治六年中には別に三井とタイアップして堂島両替店なるものを設立した。またこれ以前にも広岡・長田両家と一緒になつて、「山広谷長平」という合本の店を作つていた。これは明治四年二月のことで、鴻池屋山中氏の山と加島屋広岡氏の広、加島屋長田氏の長を組み合せてつくつた一種の銀舗で、府県為替方などをしていた。その外大阪通商會社下の貿易商社にも鴻池善右衛門は広岡久右衛門・長田作兵衛とともに尽力組という貿易商社を作つていた。この三家は姻戚関係にあつた。

明治三年には鴻池は高木久三郎・島田八郎左衛門らと一緒に銀舗蓬萊社をつくつてゐる。しかし協同事業といふことは容易でなく、結局鴻池は単独で銀行をつくることになる。第十三国立銀行がそれであつた。

まず第一・第二・第五の国立銀行が出来たが、七年には小野組・島田組の閉店があり、金融パニックに近い状態を呈した。そこで明治九年八月に、国立銀行条例が改正される。銀行券発行制度も緩和され、政府の方も士族がもらつた公債証書をあつめて、これを基にして国立銀行を設立することをすすめる。この結果各地に国立銀行が、ぞくぞくとあらわれる。しかしそれらの多くは士族や地主のつくつた士族銀行であつたが、大阪ではやはり町人たちが資金をもちよつてする、商人資本の国立銀行がつぎつぎに出来上る。そのトップを切つたのが鴻池の第十三国立銀行であつ

た。

第十三国立銀行の発起人は鴻池善右衛門幸富・善九郎の二人で、この外に一族が加わり、別家のものも株主になつて設立したものである。先に第三国立銀行を計画し、その不成功もあって、今回は鴻池は他に協力をもとめなかつた。同行は国立銀行の改正条例による大阪最初の国立銀行で、明治十年五月十五日開業免状を下付され、同年同月二十一日、大阪今橋二丁目で開業した。資本金は二十五万円、十代目善右衛門幸富が社長となる。東京に支店を開き、十一年には資本金を五〇万円に増資し、鴻池家の信用と資力によつて在阪業界の首位に上つた。その他では、第三十四国立銀行（十一年）、第一百三十国立銀行（十一年）、第四十八国立銀行（十二年、のちの山口銀行）が出来、外山脩造の第三十二、大三輪長兵衛の第五十八、西田永助の第百四十八、田中市兵衛の第四十二も出来、銀行業は盛況を呈した。

明治十一年から十四年にかけては、いわゆる西南戦争後の好況期で、商業は殷盛となり、多くの企業がおこつたが、明治十四年ごろからその反動期にはいる。

明治十年の第十三国立銀行の創立にあたつて、出資者は鴻池善右衛門をはじめ三四名であり、うち三三名はすべて同家の分家と別家であつた。しかしこれらの分家・別家は、名義だけの出資者にすぎなかつた。

同年二月一日付の「誓約書」があるが、この誓約書によると、善九郎以下三三名の株主は株主たる一切の権利をもたず、さらに從来もつていた「権利」をもつて、「違約の処行」を致さない。重役の命ずる所に背いた場合、ことの軽重により親類にまで「咎」^{がため}が及んでも、「一言申分」もないと誓約している。

いわば架空の株主の親類・別家たちが、株主の行為に対し、五人組的な連帶責任を負わされてはいるが、形態は株式会社であつても、実質は個人企業であつて、善右衛門と他の株主の間にも主従関係が貫かれていたようである。

明治十一年二月二十五日付の「誓詞」にも「——発起人鴻池善九郎殿以下——一時発起人株主タル名分ヲ付シ、創業ノ便宜ヲ仮施セラレタルモノニシテ、最御本家一己ノ設立銀行ニ相違無シ」といつてある。

一般に国立銀行条例によつても、諸商人は個人企業または同族企業として発展することを望み、他人を交えた合本制を望んではいなかつたのである。

ところが十二年八月に鴻池家は分・別家を廃止し、「一家独立維持」のため資金として、分・別家に株式を与えることになる。ここで江戸時代に出資していた出資金に対する権利をある程度回復したことになるが、株式を自分勝手に売却したり、金融の担保にすることは禁止され、違反した場合はすぐに取りあげられても異議をいえなかつた。

明治十二年の改革で、分・別家は全株式の約五分の一を所有し、それに対し制限つきの権利を認められたが、完全に権利をもつ株式ではなかつたのである。

株式会社の形をとつていても、その権利は持分資本家たるものであつた。時流に流されて、同族結合を部分的に改革し、株式会社の形態をとつただけであつた。

鴻池の分家・別家は北船場や上町の和泉町に多く、一家中には鴻池又右衛門（和泉町）・同新十郎・同善五郎・同鶴之助らがおり、別家中の大家には中原庄兵衛・鴻池伊兵衛・同徳兵衛の三別家があり、庄兵衛は今橋二丁目鴻池本宅の向かい、伊兵衛は今橋四丁目の西北角、徳兵衛は今橋二丁目中橋筋角にあつた。

伊兵衛家の長男は草間貞次郎といい、鴻池家に勤務していた。そして三十年ごろには武田伴兵衛・芦田安三郎・永田彦作・芦田順三郎が有力別家で、「老分」をなしてゐたが、明治三十年五月、第十三国立銀行は満期終了することになつていたので、同年三月一日に個人経営の鴻池銀行が設立され、これで個人経営の資本金五〇万円の鴻池銀行と

なつた。第十三国立銀行を継承し、明治三十二年八月には、資本金を一〇〇万円とし、同年十二月、島村久を鴻池銀行の理事に迎え、三十三年十二月、分家の經營する和泉町銀行を合併し、資本金二〇〇万円の合名会社鴻池銀行に改組した。

形式的とはいえた株式会社であった第十三国立銀行が、個人經營に帰り、株主であった多数の別家人たちは株主でなくなる。そして別家にして通勤する六、七名の「老分」の制度は廃止される。

三十四年八月に、原田二郎が鴻池銀行大阪本店の相談役となり、翌年十二月には同行理事となる。四十年一月には、原田は井上馨の指名によつて、同行専務理事となる。資本金三〇〇万円となり、大正四年（一九一五）九月、原田は鴻池家監督となり、同八年八月引退し、翌九月、資本金七〇〇万円の株式会社鴻池銀行を設立する。

十二月には合名会社鴻池銀行を合併して、資本金一、〇〇〇万円の株式会社鴻池銀行となる。その後も保守的ではあつたが、安全第一の銀行として順調な発展をなした。

作道洋太郎「国立銀行の成立過程—明治前期における定款の原文とその解題」（『大阪大学経済学』第一一卷一・二号、昭和三十六年十月）

高嶋雅明「明治前期における大阪第十三国立銀行の分析」（宮本又次編『大阪の研究』第二卷所収、昭和四十三年九月）

宮本又次「明治期における鴻池家の機構改革と鴻池家憲法」（同上、第四卷所収、昭和四十五年一月）

四 個人銀行と株式銀行

山口銀行の場合も鴻池銀行に似ていた。明治三十一年（一八九八）六月末、第百四十八国立銀行は營業満期となつて

閉業し、代って個人経営による山口銀行が、資本金一〇〇万円をもつて設立される。そして大正六年（一九一七）三月十八日になつて、資本金二〇〇万円の株式会社山口銀行が設立される。この山口銀行は山口家の個人経営であつて、同行の資本金一〇〇万円は、山口家当主の出資にかかっていた。山口家は布屋両替店より国立銀行に改組し、さらにこのとき再び個人経営銀行になつたものである。この間、その成績は非常に良好であつた。

明治五年の資産一五万円を起点とすると、大正五年には実に四〇倍という驚異的な膨脹振りである。全国の預金総額が払込資本金額を決定的に超過した明治二十九年から五年後の三十四年の数値は、山口が四倍、鴻池が六・九倍、預貸率もほぼ同様である。二十九年から四十一年にかけて、預貸率が全国普通銀行とも一五〇一一〇%と、金融史上最大のオーバーローンといわれる期間であるが、山口においては三十五年までこの傾向が強い。資本金に対する現金の割合は、四十一年には山口が鴻池の八・四倍に対し一四倍になつて圧倒的に凌駕し、この時点で積立金も資本金も同額になつている。更に五年後の大正二年には、山口の積立金は資本金の二倍となり、鴻池は漸く八割となる。預貸率では鴻池の八五%に対し山口は八〇%を抜く。運転資本の回転率（千分比）をみると、山口は〇・四七で、鴻池はやや上廻つて〇・五七となる。大体両行ともほぼ同程度の経営内容を示している。

個人銀行である山口・鴻池と、株式銀行になつていた三十四・住友・近江の利益配分率を、明治三十一年から大正五年にわたって比較すると、積立金に重点をおく山口銀行の型と、後期繰越しに重点をおく鴻池銀行の型と、配当金を主力をおく三十四・住友・近江銀行の型とに大別されるであろう。

個人銀行にあつては、純益金を処分するに、配当金を薄くして積立金を厚くし、株式銀行にあつては配当金に多くを当て、積立金に小額を当てていたようで、株式を世上に募つて成立した株式銀行は當利会社としてやむを得ない所

であり、これに対し個人銀行はますますその積立金を増殖して、比較的資本金の大をもつて誇る株式銀行との競争に抵抗しうる強味があるし、無限責任の個人経営、合名会社の方が、銀行として信用を保持しうると考えられたのであつた。

当時山口銀行には大番頭西田永助、ついで越野嘉助があり、ついで町田忠治が日銀大阪支店長から総理事として迎えられ、さらに四十三年五月からは三菱銀行大阪支店長坂野兼通が迎えられ、相手の鴻池銀行の原田二郎理事と、たがいに鎬を削っていた。

山口銀行では、當業主所得および社員配当金は、出資資本金に対する何分かの割合をもつて長期にわたり継承され、積立金が資本金を超えて自己資本が充実した時点で、割増を考慮していた。このような積立金に重点をおいた山口銀行に対し、鴻池銀行は合名会社として後期繰越しに主点をおいていた。これに対し株式会社としての三十四銀行・近江銀行は配当金に主力をおいていた。

個人銀行である山口・鴻池銀行の内部留保率はきわめて高かつた。これに対し、株式銀行たる三十四・近江銀行の配当率は高く、内部留保率の方が低かつた。

ところが明治四十四年に株式銀行となつた住友銀行は、依然として内部留保率が高く、むしろ個人銀行型である。個人銀行の一^行当り資本金は、明治三十三年の一一六行、七八万円がピークで、四十年七四行、七一万円となり、合資会社銀行のピークは明治三十四年一三二行、七八万円、合名会社銀行は同四十二年七二行、三二五万円であった。この当時『大阪銀行通信簿』などには、個人銀行と株式銀行との特質、優位性を比較論争するものが多くあらわれている。例えば同誌一九二号の翡翠生の論文のごとくである。

しかし個人銀行数は明治三十三年（一一六行）以降激減し、その後昭和二年（一九二七）の銀行法公布によつて、同七年には無資格銀行として三行に強制的に解散を命じ、一切消滅している。

ただ明治末期にはまだ株式銀行以外のものが相當に多かつたのである。

明治三十二年 明治四十年 大正五年

普通 一、六三四行 一、四六八行 一、四二七行

株式 一、三四九 一、二一六 一、二〇二

合資 一三五 一〇四 八九

合名 五〇 七二 六六

個人 一〇〇 七四 五二

合計 三、二六八 二、九三四 一、八三六

（『明治大正財政史』第一六巻）

このような経過の中に住友銀行も、明治四十三年ころになると、内部機構の整備発展、外界の情勢変化によつて改組の方向に向い、個人可か株式可かは極めて重大な問題となり、慎重な検討がなされるに至つていた。

高橋久一「『三ヶ割』制度の史的考察」（宮本又次編『上方の研究』第三巻所収、昭和五十年九月）

五 福田徳三博士の「住友銀行組織改造ニ関スル調査要領報告」

上述のことく住友銀行は永らく個人經營を続けてきたが、漸く改組の機運に向い、その準備を具体的にはじめるこ

となる。それは明治四十四年（一九一二）末のことであつて、まず慎重を期して外部の学者の意見を聞くことにした。

現在住友銀行本店には、「住友銀行組織改造ニ関スル調査要領報告」なる菊判一三四頁に及ぶ、毛筆で書かれた古文書が保存されている。それには明治四十三年八月二十四日付で「福田徳三」の署名がなされている。当時東京高等商業学校講師として令名高かつた福田博士のことと推定される。

この報告書には「…昨四十二年、銀行業集中ノ趨勢ニ就テ提出セル報告書アルガ故ニ、茲ニ重復ノ言ヲ為スコトヲ為サズ…」と書かれているから、すでにこれ以前から福田氏に調査依頼をなしていたことがわかる。このころは企業が経済学者に対してコンサルテーションを依頼することはいまだ珍しかったと思われるのに、住友銀行がすでに慎重な態度で、こうした意見を徴し、深く考慮するところがあつたのである。

この報告書に関してはすでに『住友銀行八十年史』中に簡単ではあるが、その要旨を紹介しておいたが、更にもう少し詳しくその内容と論旨を紹介したいと思う。

福田報告は、「報告本文」「参考篇」「附録篇」の三篇よりなり、調査材料を整理して理論的に究明して、結果を六章に分つて記述している。

第一章 総論

第二章 株式会社沿革略

第三章 和蘭式株式会社と仏蘭西式株式会社との異同を考う

第四章 株式会社における実力の分布に基く本質の比較研究

第五章 銀行業の企業組織として株式会社の適否を考う

全篇を通じて理論的考究を先にし、具体的記述はすべて参考篇にゆずるとしている。米国の会社は歐州の会社と事態を異にしているので、彼は混淆することをさけるため、敢て言及していない。附録篇では英米書より助手によつて邦訳させた浩瀚なるものの中から、主要なるものを選んで編集したはあるが、この部分は残存していないようである。

六 株式会社の経済上の特質

住友銀行の組織を改造して、これを株式会社となすの利害得失を考究することについては、まず株式会社の本質如何を明らかにすることを要すとし、株式会社の経済上の特質を、次の四項に要約している。

- (一) あまねく資本を公衆より集めること。従つて出資者の大多数は事業の經營には全然無関心なること。
- (二) 出資者の目的は、一定率を有する利子を得るに存せず、不定なる配当を得ることにあること。
- (三) 出資者の責任が有限なること。
- (四) 出資者の持分即ち株式は、容易に売買移転し得ること。

この四項の中、特に株式会社に特有なるは第一、第二の両項であつて、第三、第四は必ずしも株式会社の本質として不可欠のものではない。これを欠くも経済上では株式会社たることを失わない。ところが形式上では反対に、有限责任なること、株式の移転自由なることの二者をむしろ重視している。

既存の個人企業の形式を改造して株式会社にする場合には、後の第三、第四の両項の利害得失を標準にすることが多い。

ドイツの学者ペッソウ氏は、形式上株式会社にして事実上株式会社と認めがたいものとして、（一）事実上純然たる個人企業に係るもので、法律上の形式においてのみ株式会社たるもの（二）出資者を広く公衆の間に求めず、従つて株主の範囲が極めて狭い株式会社（三）補助機関たることを目的とするある種の株式会社（四）「シンジケート」又は「カルテル」の共同経理ならびに販売を業とする株式会社（五）実質において一種の組合たる株式会社（六）保険業を営む株式会社（七）営利を目的とせざる株式会社、をあげている。

以上の多くは、（一）有限責任なること（二）法令において株式会社と認められること、の二個の条件を得ようとし、その事業組織を株式会社の形態にしたもので、実質上においては、（一）出資を広く公衆に求めず、（二）単に配当を得る目的として、事業の経営に関与しない株主を加入せしめない故に、経済上においては株式会社の実をそなえざるものと目すべきものである。

株式会社以外に有限責任の事實を認めず、そして株式会社に対しては、所得溯源の主義に従い、所得税の課税率を個人所得又はその他の所得に対するより低くする国においては、この二種の利益さえあれば、直ちに事業経営の組織を株式会社とするに足り、必ずしも本来の性質において株式会社企業のその事業に適応するや否やを講究するを要しない場合である。

つまり有限責任を認められると否とは、出資者にして企業者を兼ねる事業主にとっては、甚だ重大なる關係がある。また事業の大にして収益多額なる個人営業者にとっては、所得税率の高低は直ちに計数上の利害に係わること大で、従つてこの二項に基く利益が個人企業の形態の下においてするに比して甚大なるものなる時は、たとえその事業そのものの本質において必ずしも株式会社企業たることを必要としないし、あるいはかえって多少の不便不利あるを知る

場合においても、これを犠牲にして、その甚大なる二個の利益を専らにしようとすることが策を得たるものとするところがしばしばある。この様な場合においては、株式会社は前掲の四個の特質中、第三項の一つを備えるにとどまり、他の三項はまったくこれと異なることがない。また本来の趣意においてこれを予期しないのである。

セ クルップの場合

かくて福田博士はドイツ、エッセン市の製鋼業者クルップ氏の例をあげている。

従来クルップ家の個人企業であつた製鋼所の組織を、クルップ氏の死去にあたり、資本金一億六千万マルクの株式会社となした場合である。

個人企業を株式会社に改めることにより、クルップ製鋼所は一定不動の資本額を標榜し、その責任の限度を明白にして、公衆はこれによつて、いかなる程度までこの会社に信頼し得るかの標準を知ることが出来る。またクルップ家は、一億六千万マルクなる責任の限度を立てることが出来て、それ以上の危険を被ることなき保障を得たのであつた。

クルップ個人があつて始めて成立してきた製鋼所が、クルップ父子相ついでの死亡により男系の相続者なきとき、事業の安固をはかることが最も急務なるを感じる場合、これが万全の方法と認められたのである。

クルップ家には、技術上・経理上優秀なる幕僚があつたが、なお主脳を欠く杞憂があり、そこで法人をおこして、クルップ氏に対する信任を、法人会社に対する信任をもつて鞏固にする目的をもつて、法律の規定に従い、一定の資本額を公示せる一株式会社としたものに外ならない。だから出資を公衆に求める必要もないし、株式の自由売買なども希望していない。外に対する有限責任、内に対する有限責任の実を完うせんとして、その形式を株式会社にとつた

にすぎない。その実質においては依然たる個人企業で、別にかわりはないのである。

ドイツでは一八九二年四月、オーストリアでは一九〇六年三月に、有限責任会社法が公布され、株式合資会社が出来ることになったが、それ以前においては株式会社制による外はなかつたからである。

ハ ヨーロッパにおける株式会社の事例

株式会社への改造の問題は、実質的改造の場合と形式上の改造の場合とがあり、その利害得失の観察点を異にしている。ヨーロッパにおける株式会社設立の場合は、二大別することが出来る。

第一は、全然新事業を興すために株式会社を設立するもの。

第二は、既存事業を継承するために、個人企業・合名会社・合資会社の組織を改造して株式会社となすもの。

以上の中、第二種のものが多く、第一種の新事業を計画して設立される株式会社は少数である。しかもこの第二種のものには、資本的改造と、人格的または組織的改造とがある。

(一) 資本の増額を必要とすることにより改造せられるもの||資本的改造

(二) 事業経営の組織ならびに形式改造の必要によつて改造せられるもの||人格的・組織的改造

資本的改造には、(イ)健全なる資本的改造と、(ロ)不健全なる資本的改造とがある。

(イ)は真に事業拡張を必要とする理由があつて資本の増額を要するも、従来の個人企業・合名・合資企業の下では、増額の道なきか困難多き場合、組織を改めて株式会社となすとき、容易に有利なる条件にて資本増額が実行される場合である。

(ロ)は事業の経営宜しきを失い、資本欠損せる場合、これを救済する権宜の一手段として企てられるものである。

ヨーロッパにおいては銀行業者が「株式発行業」(コミッション・ビジネス)や「会社設立業務」に熱中する結果、この種の不健全なる資本的改造が容易に企てられる傾向がある。

また人格的・組織的改造は次の場合に行われる。

(一)事業主の死亡、老衰または転職その他の理由により、事業管理の任を承継すべき適材を求める必要に基く改造。
(二)既に事業主と実際管理者と人を異にするものにあって、専ら業務組織の必要上改造されるもの。

(一)は主として人格的改造であり、(二)は組織的改造であるが、このように截然と分つことは實際上は出来がたい。銀行業における株式会社設立については、新設は極めて少ない。またヨーロッパ大陸においても、イギリスにおいても、銀行業の經營は相次いで株式会社組織に改造されてきたが、運輸交通業に次いで銀行業は第二位である。

株式会社と銀行業とは密接な関係を有し、(イ)株式会社の新設または改造に際し、銀行業が一種の助産婦的任務を尽くすことが漸次流行してきたこと、(ロ)そもそも株式会社なる企業組織の起源および発達において、銀行業は常に率先の効があつたことをあげている。

当時においては大陸においてもイギリスにおいても、(一)大銀行の集中的傾向が著しく、(二)個人銀行がすたれて株式会社銀行に併合され、地方銀行が減じて重要都市銀行が増大することが二大潮流であった。元来株式会社組織は、(a)事業の性質変化少なく、画一的經理をもつて足るもの、(b)固定資本の割合が流通資本に比して甚だ大なる事業にあって殊に適当であるが、銀行業はその性質上、恒定的・画一的にして冒險投機の趣あることが少なく、株式会社組織に最も合する所以である。しかし固定資本と流通資本との割合については必ずしも然らず、銀行業は単に自己資

本の運用を主眼とするものでないことは、一般生産事業会社と異っている。この点は保険業も同様である。しかるに銀行業が相ついで株式会社に改造される所以は、深く研究するを要する。

もとより単純なる資本的改造の必要に基く場合には、その健全なると不健全なるとに論なく、株式会社の形態は增资遂行上最も便利であつて、他の利害得失を精考するに及ばない。これに反し人格的改造・組織的改造の必要が最大の動機なる場合には、その利害得失の比較は必ずしも決定し得べきではない。

イギリスを別問題とすると大陸諸国では、(一)利害得失の考究まず熟してのち改造を行えるものと、(二)本来の実質について未だ十分の成算あるにあらざるも、一般財界の趨勢と銀行自身営業の立場において改造を行うのやむを得ざるものとがある。(一)の場合、株式会社に改造するの外何等方法が存せず、改造せざれば即ち業を停廃するのやむなきがごときものがある。ドイツの娘銀行(トフテル・バンク)と称するものの場合などである。銀行を株式組織に改造する場合、自然発達の順序として行われるものと、特殊人為の計画に基いて行われるものとがあり、自然的改造の例は材料が少なく、不自然な改造の例は多く、また多くの人の注意を惹くものである。病理的経済現象はその真相をきわめ易く、自然の生理的経済現象は、究めることが困難である。

住友銀行組織改造に関しては、不健全・不自然なる改造の事例において参考すべき所は全くなく、健全にして自然的なる組織改造の場合についてのみ考究すべきものと信ずると、福田氏は断じている。

すなわち利害得失の考究が十分成熟してのち、徐々に事業の本質、その当然の趨勢に基き、もし改造するを利とする時は改造すべく、然らざる場合には強いて不自然に遂行すべき不可抗的事情は少しも存せざるものと信ずとしている。

そしてその改造の行われる場合において、主として資本的改造の意におけるものならずして、人格的ならびに組織的改造の実に該当するものなるべきか。果してこの推測にして誤りなしとせば、改造の問題の考究は難中の至難に属するとしている。

先に述べたクルップ家の事例はなお詳細に見るべく、フッガー、ロスチャイルドの例も実例として研究されたい。ドイツ、ロストック大学教授ユーレンベルヒはフッガーハー家の歴史に精通し、ベルリン商業大学教授ゾンバルトも企業形態の理論に詳しい。イギリスのバーミンガム大学教授アシュレーその他の教授の名をあげ、住友銀行の首脳者は業務の余暇に欧米諸国を視察して、それら諸氏の意見を聞くべしと勧めている。

住友銀行の経営の実状は、基礎鞏固にして経理一点の不健全なる色彩を帶びていない。イギリスの銀行の状況に最も近い。不自然的にして個々具体的なる不可抗的包囲事情にて余儀なく改造を企てる場合には、実際家の言が重きをなすであろう。そして学者の説はあまり貢献しない。

しかし独り自然的秩序的改造の場合には、過去の沿革に鑑み、学理の一貫する条理を求めることが可能である。住友銀行が福田ら読書子の空談を聞こうとするのは、その意味があるからであろう。そこで、歐州諸国における株式会社の沿革を略述することにしよう。

かくて第二章「株式会社の沿革略」以下の大論文が、四三枚にわたって展開される。

九 株式会社の沿革について

株式会社の沿革として普通には、株式会社は株式合資会社の変形のことくいうものがあるが、株式合資会社は権宜

の一法であつて、株式会社が危険なる制度と見なされた時代において、不自然に作成されたものであつたとしている。また株式会社は合資会社に起源をもつというものがあるが、これも誤りである。合資会社と株式会社とはその成立の初めにおいて既に根源を異にしていると福田は説く。株式会社がイタリアのコンメンダに発するというのは先輩の謬見というべきである。

すなわち企業はまず個人企業としておこり、次いで合名会社を結んだイタリアのコンメンダなどの合資会社の普及となり、資本の増大、事業拡張の要求、事業危険の増大に応じ、有限責任とし、自己の欲せざる時は容易に出資分を回収する株式の自由移転を設ける必要より、合資会社は株式会社に改造されるという説である。

しかし福田博士は、コンメンダは株式会社の起源とは関係なく、オランダにて一六〇二年に設立せられたオランダ東インド会社こそ株式会社の嚆矢なりとしている。十五、六世紀のころイタリアに起つたコンメンダとは、直接系統を有することはないとする。

また株式会社はイタリアのジエノアにおける聖ジョージ銀行に由来し、イタリア各地におこつたモンテス（債権財團）に起源するとの説もある。これは多くは商法学者の説であつて、各学者の学説を逐一紹介している。

しかし福田博士は、ジエノアの聖ジョージ銀行は、その実、一種の貸金取扱機関にすぎぬとする。これに倣つたモンテスも債権者の管理団体で、事業を企業する目的をもつて成つたものではない。各団員を債権者として、年々配分金たる利子および元金の償還額をうけるのみで、株式に対する配当即ち事業経営の結果たる利潤とは全くその性質を異にしている。

聖ジョージ銀行（バンコ・ジ・サン・ジョルジョ）はその全資本額を均一額に分割し、各一分割合を「ローカ」又は「ル

「オゴ」と称しているのは、今日の株式と同じであるというの間違っている。欧洲大陸諸国では「アクチ一」又は「アクション」となり、イギリスでは「シェーア」といつていて、「アクチ一」なる語はイタリアではなく、オランダ語で一六一〇年の東インド会社の特許状にはじめて見えていて、「ローカ」「ルオゴ」なるイタリア語はイタリア以外の国では用いられていない。簿記や銀行に関する用語はイタリア語に由来するものが多いが、「アクチ一」のみオランダ語である。

「ローカ」は一の利子券(利札、クーポン)で、その出資分に対し資本として一定の利子を生ずるのみである。これに対し「アクチ一」は利子券に非ず、利潤券である。

かくて福田博士は利子と利潤の区別を明快に論じている。「ローカ」では不定の配分制度は本来の目的に反し、「アクチ一」では配当の不定なることをもつて長所としている。「アクチ一」には一定の率はなく、普通利子率に数倍する配当をうけることを望んで株主となつたのである。「ローカ」は債権者にして、「アクチ一」は債権者に非ずして出資者であり、「アドヴェンチャーラー」である。オランダ東インド会社をはじめ、デンマーク東印度会社(一六一六年)・フランス西インド会社(一六六四年)、一七一五年以降のイタリア・スペイン・ポルトガルにおいて、この制度が起つていて、いわば海外貿易事業から株式会社がおこつたのである。

ただ後になつて銀行業がこの株式組織を採用するようになるが、それは本来の実質上の必要に基くものではなく、多くは周囲の事情にてやむなく形式上の便宜を得んがために株式会社の組織をとつたものである。

銀行にして株式会社組織をとつたのは、イギリスのイングランド銀行をもつて嚆矢とし(一六九四年)、次いでスコットランド銀行(一六九五年)であり、フランス銀行が相当遅れて株式組織をとつていて、しかもイングランド銀行の

設立は、オランダ東インド会社の設立（一六〇二年）に遅れること殆ど一〇〇年である。銀行業が株式会社の鼻祖というのは誤りである。

イギリスにおいても保険会社・銅山会社・製麻会社・製鉛会社・倫敦給水会社などが株式会社になつていて、銀行業がその主流というのではない。

フランスにおいては一七九三年に割引銀行が閉店して株式銀行はなく、ドイツにおいても一九世紀に入るまで株式銀行が多くあつたことを聞かない。イギリスにおいて若干の株式会社がおこるのは、企業熱勃興時代のことである。株式会社制はその起源において恒常的業務においてではなく、東インド会社のような非常・特殊なる冒險的事業においておこっている。その他の事業においてはいわゆる企業熱投機心勃興の時代において一般化している。

もともと株式会社は、（一）団体企業を利益とすることから起つたという説と、（二）有限責任企業を利益とすることから起つたという二説があるが、共に誤っている。

イギリスは永らく有限責任の利を喜ばず、一九世紀まで無限責任の主義を堅持してきた。王室又は国会の特許による外は、有限責任となることが出来なかつた。オランダ・デンマークでも特許状中で有限責任をとることを許可しなかつた。

有限責任を株式会社に公認するに至るのはフランスが嚆矢である。しかもこれは通商貿易会社ではなく、株式会社が確実・安固なる内国企業に普及してからのことであるとする。

かくて有限責任は株式会社の自然的要件であつて、必須的要件でないと、福田博士は見ている。

株式会社は団体企業の利あるがため、または有限責任の制度を得んがためにおこつたものではなく、株式会社設立

の根本動機は、株式「アクチ一」の制度を布かんがためであつたとする。

株式会社の設立を促したのは、（一）株式は全資本を小額に分割し得るがため、株主は会社の資本に対し所有者たる資格を得るがため、大いに歓迎せられたのであるとの説と、（二）株式は自由に売買移転し得るものなるがゆえに歓迎せられたとの説の二つがあるが、共に誤つてゐる。

当時の株主は出資者たるの資格を重んじて投資したものではなく、大なる利潤を得んがために一定の財産を冒険したものであつて、会社財産の所有者なりとの点は、株式会社を歓迎する趣意ではなかつた。

一定の出資に対し、安固たる保障を得んがために株主となるにあらず、危険多きも莫大なる利益を得んがために株主となつものであるとしている。

また株式の自由売買の事実は決して普通ではなく、株式はみな記名証券として、資本は一度醸出した以上は、また之を回収するがごときは毫も念頭におかず、危険な事業に一度投資したものは、永久に還らざるものと覚悟していた。ただ年々の収益の大ならんことをのみ望んでいたのである。自由売買、移転のことは当初より期する所ではなかつたのである。

莫大なる収益を得んがために、株式の形態を特に便宜とした理由は何か。すでに危険を伴うがゆえに、なるべくその危険を多数者に配分し、殊に実際その冒險的企業に従事するもの以外について、単に資本のみを醸出して事業の成立を助けるものを広く公衆に求める必要と、一般の公衆の側においては必ずしも多額の出資をなさず、小額に分割されたる株券面だけの資本を投機的に投下するのみにして、自己はその事業の経営に何等関することなく、しかも莫大なる収益を得る見込とから両々相俟つて、ここに株式会社の勃興がなされたと、福田博士は見てゐる。

すなわち、(一)広く出資を一般社会に求めて、冒險的分業（事業の經營と資本の醸出と、人を異にするをいう）の実をあげること、(二)その出資分に対する収益は、一定の率を前提とせず、不定的のもの、いな一高一低動搖極りなくして莫大のものたること、の二点にあつた。

このように見ると、先に列挙した株式会社の特質中第一・第二の両項は本来的のものであつて、第三・第四の両項は、のちに至つて付加されたものであることは明白であるとする。

10 オランダ式株式会社とフランス式株式会社の異同

次に福田博士はオランダ式株式会社とフランス式株式会社の異同を考究する。

株式会社を法律上公認したのは、フランスのコード・ド・コンメルスが嚆矢であつて、イギリスを除き欧州大陸では、みなこれを範としていた。

オランダ式株式会社はもともと各國が範とするところであつたが、今は異つていて。しかしこの二つの様式はなおあつて、フランスは「団体式株式会社」、オランダは「専制式株式会社」である。イギリスのものはどちらかといふとフランス式に似ている。

団体式と専制式との相異は、株主の会社事業の經營に対する勢力の大小にある。団体式では一般株主はみな事業の經營に多少干渉し、株主総会が原則として会社の主権を掌握すると看做されている。専制式では一般多数の株主は、会社事業の經理については全く勢力をもたない。ただ大株主より「ベヴィンド・ヘッパー」と称する取締役が選出されて事業經理者となるもので、一般多数の株主は年々配当をうける外、事業には関係しない。

重役を監督し、制肘する機関としては、（一）株主総会と、（二）監査役とがあるが、フランス式から株主総会がおこり、オランダ式から監査役がおこっている。特にイギリスでは株主総会が重んぜられている。イギリス式では監査役がいざ、ドイツ式では英仏式の株主総会とオランダ式の監査役制との両者を採用していく折衷である。わが国ではドイツ式を移植し、イギリス式とオランダ式とを兼ねている。しかしながら実際上は、株主総会も監査役制も重きをなしていない。監査役は有名無実で、規定上この機関をおいているにすぎぬ。日本もまたこれにならっている。

オランダ式では半官的で株主総会を認めず、いわば国家と大株主との連合制度である。大株主はベヴィンド・ヘッパーで、直接に事業を経営し、国家は監査役を置いてこれを監督している。

フランス式では純然たる民間事業で、株主総会が至上の権力を有している。イギリス式でも株主総会に重きを置いている。フランス式では株主総会は有名無実となつていて、今ではオランダ式とフランス式の区別は、大陸式とイギリス式の区別に変つてきている。ドイツ式は両者を折衷している。イギリス式は団体主義をとり、株主総会と重役との二個の責任者をおき、オランダ式では専制主義で、重役のみに全部の責任を帰している。監査役は全く離れて、公平厳正なる監督を施行している。

出資を一般世間に求め、事業の経営者と資本主とはほとんど全く人を異にする場合においては、この両分担者の利害は必ずしも一致せず、この場合団体主義によつて一般株主の参与権を尊重する要がある。

形式は株式会社制を藉るというも、その実出資を世上に求める必要もなく、事業主宰者が即ち主たる出資者である場合には、利害の衝突を憂うる要はなく、重役専制主義によるのが当を得ている。

二 株式会社における実力の分布に基く本質の比較

株式会社の実力の分布を研究して次の四種にしている。

第一 株式会社の実力を掌握するものが、また同時に会社資本の大部分もしくは全部の醸出者にして、しかしてまた自己の経済上の利害と会社の利害と全然合致するもの。

第二 実力を掌握するものの経済上の利害と会社の利害とは全然合致するも、会社資本の一部分のみを醸出するに止り、大部分は他人の醸出せる資本によりて事業を經營するもの。

第三 実力を掌握するものの利害と会社の利害とは概ね相併行するも、会社以外になお他の事業を經營し、したがつて会社よりうくる利益はその人の全部利益にあらずして、部分利益たるに止るもの。

第四 実力掌握者の利益と会社の利益と必らずしも一致せざるもの。

第一の場合、その株式会社は實質上個人企業とは多く異なるところなく、会社重役は全心全力をあげて会社のために計画し、その実績を大ならしむるに鋭意するもの。

第二の場合、会社の収益多きは重役の利とする所なれども、その収益全部は自己のものとならず、一般の出資者にも配分するを要するものである。

第三・第四の場合には、会社の經營それ自らが目的たるにあらずして、他に目的があつて、会社はこれを達する手段たるにすぎないことがある。あるいは会社事業それ自ら目的なりとするも、他に更に大なる目的があつて、そのため利用せられ、影響せられるものがある。

三 イギリスの場合

以上は歐州大陸の場合であるが、イギリスの場合は多少異なつてゐる。大体においてイギリス式でも大陸式でも、株式企業と個人企業とは根本的に差異がある。

(一) 個人企業にあつては、實際事業經營者の利害と出資者の利害とは、全く一致している。

(二) 株式企業にあつては、出資者の利害と事業經營者の利害とは必ずしも一致せず、時としては相背することもある。

個人企業にあつては、その事業が最少の費用と損失をもつて最大の利益をあげることが、主要なる方針とするに反し、株式企業にあつては必ずしもその事業よりのみ最大の利益を見ずとも、会社經營者の關係する一切の事業全般よりの収益の最大ならんことを期すべきである。

事業の実力を掌握するものの出資分が多ければ多いだけ、利害の一一致は厚いものである。特に個人企業、殊に富豪の事業組織を改造して株式会社となしたものにおいては、この利益の一一致は最も完全であり、当初より資本的改造を趣意として改造せられたる株式会社、または全然新事業を企てるために設立せられたる会社においては、利益の一一致は最も薄弱である。

(一) 株式の自由売買はイギリス式会社では重きをなさず、大陸式の特に銀行の援助により辛うじて成立したものは不可欠の要件である。

(二) 広く資本を公衆に求め、したがつて事業經營者と資本主と人を異にすることは、イギリスの銀行業・紡績業・

製鉄製鋼業では重きをなさず、大陸式の諸新事業会社においては要件をなしている。

(三)出資に対し報酬の不足なることは、第二項の特質と密接なる関係を有している。株式会社に改造することは、株式となすがために余分の利潤をもたらすことあるべき場合は別として、個人企業の資本を形式上株式の態様に改めたとて、何等の利益の加わるものあるを見ないであろう。株式の形態をとることによつて利益を増進するのは別の理由があり、投機的魔力を利用して、集め難き資本を容易に集めうるからである。しかしイギリスにおいては、直ちにその事業の成立繁栄そのものを念とし、投機的利潤券たる性質をもつてはいられない。

(四)有限責任についても、大陸式とイギリス式とは異なつてゐる。

個人企業にして数多くの事業を經營するものが、その事業の一切をあげて株式会社とする場合においては、有限責任たる事実より得る利益は甚だ大ではない。これに反して、若干の事業中その一を擇んでこれを株式会社とし、その他の事業は他の企業形態に委すときは、有限責任よりうける利は大である。そして事業上の性質極めて安固なるものにありては有限責任の利益は小に、多少危険の要素を含むものにあつてはその利は大となるであろう。

イギリスの株式会社が必ずしも有限責任の制度なくして発達したのは、その性質が安全堅固なるものであつたことに起因している。

かくて新設株式会社の場合におけるよりも、既存個人企業を改造する場合には、殊に慎重に考慮せねばならないと説く。

一 株式会社制度と住友銀行改造の利害

福田博士は第六章の結論において、次のごとく判定している。

「抑モ住友銀行ノ組織ヲ改メテ、之ヲ株式会社トナスノ利害得失ハ、一般ノ銀行ニ就テ下ス可キ観察ノミニヨリテ判定スルコトヲ得ズ」とし、住友銀行の過去の沿革ならびに現今の状態について自分は知る所少なきをもつて、直ちに利害得失を判定することは出来かねるとし、一般論として株式会社への改造の利害を考究して、もつて住友銀行改造の問題に及ぶことにするという。

(一) 資本的改造の場合として(甲)(乙)をあげる。

(甲) 増資の必要に基く場合

(乙) 資本の一部の更代の必要に基く場合

(甲)の場合、株式会社を改造して住友家以外一般公衆もしくは一部の資本家間に出资を求むるは、適當なる処置なるべしとする。しかし一般公衆より株式資本を集めるときには、住友銀行は改造によつてその実質に多大の影響を被ることは勿論であるとしている。

「此事住友銀行ノ立場ニ於テ、増資ノ必要ヲ充シ得ルヨリ生ズル利益ヲ相殺シ、若クハ之ニ優越ス可キ損害ヲ生ズルナキヤ否ヤハ、決シテ軽々ニ断定スルヲ得ザルナリ、我邦ニ於ケル株式会社現時ノ状態ヲ見ル時ハ、予ハ或ハ害ノ利ニ優ルナキヤヲ疑ハザルヲ得ザルモノナリ、是レ前章ニ於テ利益一致ノ項ニ於テ記述シタル所ニ徴シテ考フ可シ、今住友銀行ノ立場ヨリセズ、我邦經濟界殊ニ金融界ノ一般ノ利益ノ立場ヨリ見ルモ、個人銀行トシテ頗ル健全着実ナ

ル発達ヲ遂ゲ来レル住友銀行ガ、其実質ヲ変ジテ、一般普通ノ株式会社トナルニ至ルコト、果シテ歓迎ス可キ所ナリヤ否ヤ、予ハ否ト答フルノ可ト答フルヨリモ論拠強キヲ感ゼザル能ハザルモノナリ」としている。

次に(乙)の場合については、資本一部の更代に、(1)数量的更代と、(2)実質的更代の二種があるとしている。

数量的更代とは、従来個人営業の資本として投下したるもの的一部を撤回し、代うるに他人の資本をもつてするもの、および増資すべき部分の資本を他人に譲り出させて、資本全部の負担の荷をいささか軽減しようとするものをいう。実質的更代とは、必ずしも資本の額において負担の輕重に異動をおこす要なく、その出資責任の軽減更代を実行しようとする場合をいう。これは専ら従来無限責任資本なりしものを、有限責任資本をもつて更代する場合に当る。

この二つの場合においても、株式会社に改造することは必ず利益があるが、必ずしも株式会社に改造せざればこの利益をうくることが出来ないと速断することは不当である。

数量的更代の場合には合資会社組織もあるし、合名会社組織もあるから、ただ独り更代を広く一般市場に求めようとする場合において、株式会社が最も適切になるもので、一部の範囲を限局して出資者を得ようとする場合には、株式会社組織によつて特に便宜をうくるということはないであろう。

これに対し、実質的更代を実行しようとするには、我が国の現行の商法の規定の下では必ず株式会社の組織を得るを要するのは勿論である。しかしながらこれは法律上の形式の問題であつて、経済上実質の問題ではない。ドイツ、オーストリアにおいては有限责任会社なる制度が認められており、株式銀行としなくとも、有限责任会社たる制度をとることが出来る。しかしながら我が国にては当時の現行法令の下ではこの便宜がなかつたので、多少の不便・不利はあつても、株式会社に改造するのが利益であるといわざるを得ない。

(二) 人格的改造にも(甲)(乙)の二つがある。

(甲) 事業主の退隠、更迭の場合

(乙) 新に適材を得て、主として之に事業の經營を委ねんとする場合

現在必ずしもこの事実がなくとも、あらかじめ遠き将来を慮つて、その後継者にその人を得ざる場合になつて、俄に改造の事を行うよりも、事業主がなお健在なる間において改造の計画をなして備えておく場合もある。この場合には主宰者・補助者にその人を得るや否やによつて、その利害得失が決定されるであろう。もし補弼の幕僚にしてその人があるならば、別に改造を企てなくても個人企業の旧態を維持していくても、實際の經營をその人によつて事業主に代つて安全に遂行することをも望なきにあらずである。

これに対し、幕僚中にこのような人材がなく、新進の人材が頻りに更迭する場合には、個人企業として繼續するよりも、株式会社に改造することの方が利益が大であろう。

「個人企業ニ於テ適材ヲ得ルハ、恰モ封建諸侯ノ譜代恩顧ノ臣下ニ於ケル如ク、主トシテ信義ニ基ク人格的関係ニヨルナリ。如此人材ヲ得ルコトハ、今日ニ於テハ昔日ニ於ケルヨリ遙カニ困難ナリ、是レ英國ニ於テ人格的改造ヲ行フ富豪家ノ続出スル一原因ナルコトハ、マーシャル教授ノ詳カニ研究シタル所ナリ。之ニ反シ株式会社ノ重役トシテ人材ヲ得ルコトハ、今日ニ於テ昔日ヨリモ遙カニ範囲広ク、又容易ナルハ疑フ可ラズ。会社ナル法人ヲ主ト仰グト、事業主ナル実人ヲ主ト仰グトハ民主的傾向ノ増大セル今日ニ於テハ、到底同日ノ談ニアラザルヤ多言ヲ須キズ。幸ニシテ事業主ニシテ寛裕ノ精神ニ富ミ、人材ヲ待ツノ道ヲ解スルモノナルトキハ、今日ト雖モ有為ノ人物争フテ其下ニ至ルコト、^(エンジ)エンケ氏ノクルップ家ニ於ケルガ如キモノアリト雖モ、幾代更迭スル事業主ノ中、又必ズシモ然ラザルモ

ノ起ラザルヲ保シ難シ。株式会社ニ於テハ法人ハ更代スルコトナク、個人ト共ニ消長変遷スルコトナキガ故ニ、此虞アルコトナシ。故ニ断ジテ云フ、人格的改造ノ必要ヲ見ル場合ニ於テハ、株式会社ハアラユル会社組織ノ中最モ適當ナルモノナリト」

(三)組織的改造

(甲)外界の事情に余儀なくせらるる不自然的改造

(乙)事業其物の有機的発展の結果として起る自然的改造

(甲)の場合の利害得失を考究することは殆ど余地はないが、(乙)の場合には、「英國ニ行ハレタル健全ナル改造ノ場合ニ該当スルモノニシテ、利害ノ考究熟シ、人モ我モ認メテ株式会社組織ヲ取ルコト自然ノ発展ノ順序ナリト信ズル場合ニ於テハ、株式会社ニ改造スルコト大体ニ於テ甚ダ有利ナリト云フ可ク、進ンデ改造ノ事ヲ断行スルコト学理ノ立場ヨリ云ヘバ、マタ社会公益ノ要求スル所ト見ル可キナリ。而シテ此場合ニ於テハ、如上株式会社ニ伴フ弊害トシテ列挙シタル所ハ、多ク憂慮スルニ及バザルモノト云フ可シ」としている。

福田博士は内外の情勢が熟した場合には、改組が社会公益の要請とも合致するとしているが、やはり最終の判断は具体的な状況に精通した当事者に委ね、株式会社万能論には与しないという態度をとっている。すなわちいう。

「然リ、然リト雖モ、斯クノ如キ自然的組織改造ハ、事業ノ主脳者(行主并ニ主宰的補弼者ヲ併称ス)ニ於テ能ク株式会社ノ本質ト、之ニ伴フ欠点トヲ十分ニ念頭ニ置キ、其本来ノ長所ヲ發揮シ、欠点ハ之ヲ充実スルノ手腕具ルコトヲ第一ノ要求トナス。今住友銀行ニシテ此準備アリ、此考究円熟シテ改造ヲ実行スルモノナラバ、予ハ大体ニ於テ改造ハ利ナリト信ズルモノナリ。其他ノ場合ニアリテハ利害得失ノ判断ハ、先具体的ニ周囲ノ事情ト事業ノ状況トヲ詳知

スルニ非ザレバ、之ヲ下スコトヲ得ザルナリ。必ズヤ一律ニ銀行事業ハ凡テ株式企業ヲ利ナリトスル論ハ、予等ノ到底与シ難キ所トス。此言ヲ以テ調査報告ヲ結ブモノナリ」

一四 福田報告と住友銀行の改組確定

福田博士の報告によつて、住友銀行ではさらに慎重なる検討がなされた。しかも普通銀行中第三位の業績をもつて、いたから、内外の金融界の動向から見ても、株式会社への改組は当然のことと思われた。やがて改組の議が確定し、明治四十四年（一九一二）十二月、文書課長吉田真一が実行委員となり、部下二人とともに実行の準備にとりかかる。その理由書には、今までの経験上個人銀行の長所とする所は少なくないことは認めているが、「輓近我邦一般經濟状態ノ発達ニ隨ヒ、金融機關モ亦、其資力ヲ伸張スベキノ必要ニ迫ラレツツアルハ明カナル事実ニシテ、即チ一ハ之ノ經濟界ノ大勢ニ伴フト、一ハ歐羅巴^{ヨーロッパ}先進国ニ於テモ、個人銀行ハ合併其他ノ形ニ於テ、漸次其組織ヲ株式会社ニ変更シツツアルニ倣フトノ二者ニ外ナラズ」と述べている。

かくて逐に株式会社への改組が断行されることになり、新たに株式会社住友銀行を設立した。新銀行が個人經營の住友銀行の営業を継承する手続を踏んで実行される。この当時住友の諸事業は、住友總本店を初め、すべて家長の個人經營の形態をとつていたから、住友銀行の改組は住友のなかで、最初の法人組織への移行であった。

株式会社住友銀行は、住友吉左衛門（行主）・伊庭貞剛（前總理事）・鈴木馬左也（總理事）・中田錦吉（銀行支配人）・湯川寛吉（總本店支配人兼伸銅場支配人）・久保無二雄（別子鉱業所支配人）・岡素男（銀行船場支店支配人）の七人が発起人となり、明治四十五年二月十九日に定款が作成されて、資本金は一、五〇〇万円、発行株式は一五万株と定められた。

二月二十三日の取締役会で、住友吉左衛門が社長に、中田錦吉が常務取締役に互選された。個人経営時代に引続いて、住友吉左衛門の最終責任の下に中田が行務を主宰することとなる。改組とともに個人経営時代の銀行支配人・同副支配人の制度は廃止され、旧銀行支配人の中田錦吉が常務取締役に就任し、旧来の銀行副支配人に代えて新たに本店支配人を置いて、常務取締役を補佐させることにした。植野繁太郎（検査役兼任）・吉田真一（文書部長兼任）・八代則彦（営業部長兼任）の前副支配人三人が、改めて本店支配人に任命される。

当時既に四十二年に三井銀行が合名会社から株式会社に、安田銀行が四十四年ごろに合資会社から株式会社に改組されており、住友銀行の場合は、世間の受止め方も割合に平静であったが、さらに一步を進めて株式を公開してほしいとの希望もあった。

この間のことは、『住友銀行八十年史』一七九一一八二頁に相当詳しく書かれているから、参照されたい。